

様式第4号(第10条関係)

## コミュニティ協定認定申請書

2021年3月15日

ニセコ町長 片山 健也 様

申請者(代表者)

住所

氏名

電話

コミュニティ協定の認定を受けたいので、ニセコ町景観条例第18条の規定により、次のとおり申請します。

協定の名称	曾我 756 (とがりん村) コミュニティ協定	
協定の目的	曾我 756 境界の環境と景観の保全。 ここに暮らす住民(人間・小動物・植物)が、健やかに 住み続けられる環境を協力して維持する。	
協定の締結者数	10 世帯・18 人	
協定の区域	別紙参照	
協定の有効期間	2021 年 3 月 1 日 から 2023 年 2 月 28 日まで	
※認定年月日	年 月 日	※認定番号 第 号

備考 ※印の欄には、記載しないでください。



## 曾我756(とがりん村)コミュニティ協定

### [ごあいさつ]

曾我756エリアは、雑木林に囲まれた静かな住宅エリアです。ここに暮らすわたしたちは、四季折々のたたずまい、風景、動植物を日々愛でながら、周辺環境の保全を心がけ、静かに安心して暮らせる日々を大切にしています。わたしたちが大事にしていることは、大きく分けて3つです。

- 自然との共生
- 心地のよい風景をつくる
- 静かで豊かな暮らしを次世代につなぐ

わたしたちは、付かず離れずの距離感でゆるく連帯して穏やかに暮らしていますが、上に挙げた3つのビジョンは、SDGsが掲げる17のゴールにある「住み続けられるまちづくりを」と「陸の豊かさを守ろう」の2つに相当すると考えています。そこで、下にあげた項目について取り組んでいます。

SDGs未来都市として認定されているニセコ町ですが、ここは相互扶助、住民自治をモットーとする町でもあります。わたしたちは、主体的に考えて主体的に行動する住民として、住み続けられる町であってほしいという願いを込めて、ここに協定を作りました。

つきましては、このエリアに新しく家を構える方、土地を購入する方、新しく別荘を建てて、国内外からのお客さまに利用してほしい方は、売買契約や開発工事計画契約の前にいったん立ち止まり、どうぞ本協定をご一読ください。そして、もしここにある様々なルールに賛同してもらえらなら、暮らしの整備を一緒に考えていきませんか。わたしたちは、協定に賛同する方を喜んで受け入れたいと思っています。

### [協定項目]

#### 一 緑について

1. 敷地には既存の樹木をなるべく残し、積極的に緑化する。草花・ハーブ・芝などを植え、植樹の際には在来種や固有種を選ぶ。
2. 化学薬品由来の除草剤や殺鼠剤は使用せず、木酢液やボカシなどを活用する。
3. キノコの収穫には、カゴを用いる(胞子がまかれ、新しくキノコが育つ)。
4. 山菜やキノコ、木の実などの恵みが豊富に手に入った時にはお裾分けを厭わない。
5. 近隣農地と共生し、エリアを流れる沢の流域を保全しながら、自然工法を用いたフットパス敷設に、気長に取り組む。
6. 周辺に住む動植物の観察を楽しむ。もしも興味が高じてきたら、トガリネズミ研究の河原淳先生が主宰している、環境ホームドクターに挑戦してみる。
7. オオアシトガリネズミを目撃したら、野沢さんにお知らせする。

#### 一 建物について

8. 建物や工作物は、定期的な維持・管理を心がける。

9. 屋外照明には目に優しい光源の電球色を用い、樹木のライトアップなどは控える。夜間照明は、周辺に住む野生動物への影響が及ばないように配慮する。
10. プライバシーへの配慮、電力消費を抑える観点から、ガラスを多用した住居デザインを取り入れない。
11. 建物外観については、風景に溶け込む色合いを用いる。なお、自然由来の建材をはじめ、可能な範囲で道産建材を用いる。
12. 新しく建物や工作物を設置する場合や、大幅な改修や増築する場合は、事前に周囲へお知らせする。

#### 一暮らしについて

13. たまには電気を消してろうそくやランタンだけを灯し、闇と月明かり、星の光を楽しむ。
14. なるべく化石燃料に頼らない暮らしを考える。
15. ゴミを減らせるよう、考えながら暮らす。
16. 除雪・排雪・堆雪については、周囲に配慮する。電力を使った強制融雪は行わず、春の雪どけを待つ。
17. 新しく家を建てる場合は、どの浄化システムを使うか周囲に事前に知らせる。
18. 井戸掘削を行う場合は、周囲に事前に知らせる。災害時など、緊急事態が発生した場合は、井戸水を周囲と共有する。
19. 雪がとけてきたら、近隣雑木林のクリーンナップに協働する。
20. 自動車や自動二輪は、徐行運転する(時速20km時程度)。
21. ここで暮らす住民(人間・犬・猫・オオアシトガリネズミやコウモリなどの小動物・爬虫類・鳥類・昆虫類などの皆さん)が、安全に散歩できる環境を維持する。
22. 本コミュニティ協定に賛同する場合、その意思是家屋・土地の所有者が変更になる場合も引き継がれる。

[協定作成]

作成日 2021年2月25日

協定の有効期間 2021年3月1日～2023年2月28日

※協定項目に関しては、2年ごとに内容の見直しを行います。